

東京都児童福祉審議会 第8回専門部会  
(子育て家庭を地域で支える仕組みづくり)

議事録

1 日時 平成30年10月3日(水) 16時01分から17時42分まで

2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室B

3 次第

(開会)

1 議 事

「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」についての報告書の検討

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、秋山委員、大木委員、大竹委員、加藤委員、北井委員、酒寄委員、  
杉野委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 「子育て家庭を地域で支える仕組みづくりー多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けてー」【提言(案)】

資料3 虐待に気づくためのチェックリスト

開 会

午後 4 時 0 1 分

○竹中家庭支援課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。  
ただいまより、今期第 8 回専門部会を始めさせていただきます。

初めに本日の出席状況でございますが、駒村委員、正木委員、松原委員、松本委員、石坂委員から御欠席の連絡をいただいております。

また、北井委員は少し遅れていらっしゃるかと御連絡がございました。

それ以外の方は皆様おそろいでございます。

次に、お手元に本日の会議資料を配布しておりますので御確認をお願いいたします。

資料 1、「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」、

資料 2、「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」の提言（案）、

資料 3、「虐待に気づくためのチェックリスト」を御用意しております。

また、参考としまして、これまでの各回の部会の資料集及び緊急提言を置かせていただいております。

本部会は公開となっております。後日、議事録につきましては東京都のホームページに掲載されますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、この後の進行は柏女部会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○柏女部会長 皆様、こんにちは。8 回を迎える本日の専門部会ですけれども、今回で最終回にしたいと思っております。今後、本委員会が予定されておりますので、そこで報告をするという段取りになるかと思っております。前回、皆様方からいただきましたご意見を踏まえまして、事務局から提言の素案が配布されておりますので、今日はこれについて議論を進めていきたいと思っております。

それでは、まず資料 2 について事務局から説明をお願いいたします。

○竹中家庭支援課長 では、資料 2 につきまして御説明をさせていただきます。

まず目次の次にある、1 ページの「はじめに」から説明させていただきます。「はじめに」につきましては、子供を望む人たちが安心して子育てできる環境を整備することが必要である一方、核家族化の進行等によって子育て家庭を地域で支える仕組みづくりがやはり重要となっている。東京都では、「東京都子供・子育て総合支援計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」の策定によって施策を推進しているが、本専門部会により、子育て

家庭の多様なニーズに対応した切れ目のない支援の強化に向け、母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の取組強化と、各分野の連携強化の検討を実施した。また、3月に都内で児童虐待死亡事例が発生し、虐待防止対策の強化も改めて認識され、これらを踏まえた子育て家庭を地域で支える仕組みづくりの方策について提言を行うというように、つづけております。

おめくりいただきまして、第1章「東京都における現状」でございます。

まず「1 子育て家庭を取り巻く状況」として「(1) 妊婦や出産に関する状況」では、例えば2ページで出生率の低さ、3ページで子供を持つことへの意識に関して、子供を持つことに不安を感じていた親の増加を記載しております。4ページからの「(2) 子育て家庭の状況」では、都内での核家族率が高い状況や共働き率の増加、5ページで相対的貧困率や子育ての不安などを記載しております。6ページからは「(3) 障害児支援の状況」として、平成24年の児童福祉法改正に基づく障害児通所支援サービスとしての児童発達支援、放課後等デイサービス支援等の創設やその増加を記載し、8ページで「(4) 児童虐待の状況」などを記載しております。

9ページをご覧ください。「2 子育て家庭への支援の取組の状況」としまして、「(1) 母子保健」分野では母子保健法改正による児童虐待防止対策との一層の連携強化、都における「ゆりかご・とうきょう事業」等の実施を記載しております。10ページでは「(2) 子育て支援」としまして、子育てひろばやショートステイ等を行う区市町村事業や子供家庭支援センター事業の実施、また、「(3) 障害児支援」としまして、障害児及びその保護者が地域で安心して生活するための成長段階等に応じた支援の実施や切れ目のない支援、そして「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の作成とともに児童発達支援センター等への設置者負担について特別助成等を実施し、また医療的ケア児への支援にも積極的に取り組むこととする旨を記載しております。

12ページから、「第2章 子育て家庭に対する支援の課題」について記載しております。

「1 子育てニーズの把握と切れ目のない支援のための体制強化」として、まず「子育てニーズや課題を的確に把握するための方策について」では、母子健康手帳交付時や健診等を通じてニーズや課題の把握に努めているが、十分とはいえない状況であって、予期しない妊娠と妊娠期からの支援ニーズの把握が重要であること。「妊娠期からの切れ目のない支援の方策について」では、産前・産後支援の事業が実施されていても、支援が必要な

家庭へのサービスが十分とは言えない状況であることや、里帰り出産の場合の各自治体との連携の重要性やそのための人員体制、人材育成の強化の必要性などを課題として記載しております。

次に、13ページでございます。「2 支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実」のうち、「(1) 支援を要する子育て家庭へのサービスの充実」についての課題を述べております。「子育てに課題があり、特に支援を要する家庭への支援強化について」では、ショートステイ事業が自治体によっては保護者が利用しやすい仕組みになっていないこと。ファミリー・サポート・センターの提供会員の質の向上の必要性。そして、貧困家庭の支援について記載しております。おめくりいただきまして14ページ、「地域の力を活用した子育てサービスの強化について」では、子育てひろばにおける地域全体で子供と保護者を支援する取組の拡大や、食を通じた交流の場の拡大の必要性等を挙げております。

同じページの「(2) 地域における障害児支援の充実」について、「地域における障害児支援の体制整備を進めるための方策について」では、障害児やその家庭を地域で支える仕組みの必要性や、障害児等が一般的な子育て支援施策を利用できる仕組みづくりの必要性を課題に挙げております。

次に、「3 妊娠期から子育て期にわたる支援における各分野の連携強化」について、「妊娠期から子育て期にわたる母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携強化の方策について」では、支援が必要な子供の早期発見、専門支援につなげる体制強化や、障害の有無にかかわらず全ての子供が一般子育て施策を利用できる環境の充実が必要性、各分野の連携の他、成長段階に応じた各支援機関の連携の重要性も挙げております。

16ページからは、「第3章 多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けて」として、それぞれの課題に対する提言を記載しております。

まず、「1 母子保健分野」についてご説明いたします。提言①は「予期しない妊娠など特に支援が必要な妊婦を含め、地域における子育てニーズや課題の適切な把握に向けた取組を強化すること」でございます。内容といたしましては、「ゆりかご・とうきょう事業」を通じた支援、妊娠届時の面談や有効な取組事例の共有、それから乳幼児健診の受診勧奨に保護者が応じることを条例に規定する他、区市町村への支援や「妊娠相談ほっとライン」等の普及啓発など、具体的取組について記載をしております。

提言②は「妊娠期からの切れ目のない支援の方策を充実させること」でございます。内

容といたしましては、「子供の健康相談室」の深夜帯への拡大及び周知、予期しない妊娠や里帰り出産、ハイリスク家庭等への切れ目のない支援のための区市町村と関係機関の連携に関する有効事例の横展開や「のりしろ型」支援、そして両親学級等における各家庭への産後うつの普及啓発などを挙げております。

次に、提言③「妊娠期からの切れ目のない支援体制を強化すること」とでございます。内容としましては、「ゆりかご・とうきょう事業」の実績等を踏まえた切れ目のない支援体制の整備や、母子保健従事者及び医療機関従事者等への研修、人材育成、そして虐待の未然防止・早期発見のための知識等の向上の支援を挙げております。

おめくりいただきまして18ページ、「2 子育て支援分野」についてご説明いたします。

提言④は「子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援を強化すること」とでございます。内容としましては、ショートステイ事業の強化等の他、子供家庭支援センターへの経験豊かな虐待対応職員の配置や、要対協の積極的な開催のための事務員の配置等の支援、そして地域の児童虐待への気づきの目を増やすことなどを挙げております。この気づきの目を増やすことに関して、「虐待に気づくためのチェックリスト」を作成し、各局から各関係団体等に配布しております。本日、資料3としてお配りしておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして19ページ、提言⑤は「地域の力を活用した子育て支援サービスを強化すること」とでございます。内容としましては、子育てひろばでの地域支援の実施の拡大や「とうきょうチルミル」の拡大等を挙げております。

次の障害児支援分野については、障害児・療養担当課長からご説明をさせていただきます。

○田中障害児・療養担当課長 それでは、提言のうち、「3 障害児支援分野」につきまして説明させていただきます。

提言⑥は、「児童発達支援センターを中核としたインクルーシブな共生社会を目指した地域支援の体制を構築すること」とでございます。内容といたしましては、第1期障害児福祉計画に基づき、全ての区市町村に児童発達支援センターの設置が進むよう、区市町村の実情に応じた支援をしていくべきである。次に、児童発達支援センターの機能強化の取組を推進していくべきである。

また、児童発達支援センター等の専門機関は施設の有する専門的な機能を生かし、地域

の中核的役割を果たす仕組みづくりが必要である。このため、地域支援の取組事例を紹介するなど、取組を進めるための支援を行うべきである。また、児童発達支援センターにおいて、障害児相談支援等の機能を強化するための取組が進むよう、専門職員の育成等に対する支援を行うべきという5点となっております。

次の提言⑦は、「一般的な子育て支援策への専門的なバックアップを行うこと」でございます。内容といたしましては、保育所等を利用する障害児や医療的ケア児に対して、早期に専門的な支援を行うべきである。次に、保育所等における体制整備を充実するほか、保育所等訪問支援を全ての区市町村で利用できる体制を構築していくべきである。次に、保育所等訪問支援の体制整備を進めるとともに、利用促進のために事業の普及及び活用を推進していくべきである。

次に、乳幼児期から学齢期への移行支援を円滑に進めることが必要である。次に、就学时に学校教育への移行が円滑に進むよう、障害児通所支援事業所と学校等の教育機関との連携を進めていくべきである。次に、保育所等訪問支援については児童発達支援センターにおける地域支援とともに進めていくべきである。

保育所等訪問支援については、国に対し保育所等の一般子育て支援で障害児の受け入れが進むよう、インセンティブを効かせた、メリ張りのある報酬体系とするよう働きかけるべきという7点となっております。

次に、21ページの提言⑧は「身近な地域で利用できる障害児通所支援等の充実を図ること」でございます。内容といたしましては、障害児通所支援事業所の支援の質の向上に努めるとともに、医療的ケア児の受け入れが進むよう支援すべきである。次に、身近な地域で安心して支援を受けられるよう、地域の実情に応じた障害児通所支援事業所の整備をすべきである。障害児通所支援事業所の質の向上のため、ガイドラインの活用の義務化を促すとともに人材育成を行うべきである。さらに、医療的ケア児の受け入れが進むよう働きかけるとともに、看護職員等の配置を支援すべきである。国に対し、障害児通所支援事業所に医療的ケア児の受け入れが進むよう、インセンティブを利かせた、メリ張りのある報酬体系とすべきという5点となっております。

提言⑨は、「障害児・家族を中心とした障害児相談支援の充実を図ること」でございます。内容といたしましては、障害特性を踏まえた適切な支援内容や、必要な知識等の情報提供及び相談などといった家族に対する支援体制を強化すべきである。次に、障害児相談支援の利用を促進するため、相談支援員を育成するなど、障害児相談支援の機能を強化す

べきである。障害児通所支援事業所と関係機関等と連携の際に、障害児相談支援事業所がマネジメントできるよう支援を行うべきである。次に、医療的ケア児が障害児通所支援事業所の利用ができるよう、障害児相談支援事業所においても医療的ケア児に関する研修を行うなどの支援を行うべきである。国に対して発達の気になる児童を含む障害児や、その家族に対する相談支援を含めた制度とするよう働きかけるべきという5点となっております。以上でございます。

○竹中家庭支援課長 続きまして、22ページ、「4 妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野における連携強化」についてでございます。提言⑩は、「妊娠期から子育て期にわたる母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携を強化すること」でございます。内容といたしましては、保健センター等の母子保健部門の情報、子育て支援部門の支援に生かせるようなICTを活用した情報連携の検討。各分野に精通した専門人材の育成、配置に加え、保健所や子育てひろば等、従事者が障害分野の知識を得られるような人材育成などを挙げております。

次に提言⑪「障害の有無にかかわらず、全ての子供が一般子育て施策を利用できる環境を整備すべき」でございます。内容といたしましては、障害の有無にかかわらず、全ての子供が一般子育て施策を利用できる環境整備や、子育てひろば等における障害児、医療的ケア児の支援の専門職の配置の推進、発達支援センター職員の広場等への訪問による専門的バックアップの推進等を記載しております。

最後に提言⑫、「子供の成長の各段階に応じて関わる機関同士及び転居前後の支援機関の間の連携など、切れ目のない連携体制の強化」でございます。内容といたしましては、子供の成長段階に応じた連携の重要性、利用者支援事業等の活用を図り、「ゆりかご・とうきょう事業」や子供家庭支援センター等との緊密な連携による、地域における包括的な支援体制づくりの推進、先進事例の横展開、社会全体で全ての子供を虐待から守る観点から「児童虐待防止に関する条例」の検討推進を記載しております。

次に、24ページの「おわりに」をご覧ください。4つ目の「○」についてですが、これまで提言をいただいたほかにも、若年妊娠等の問題について学齢期からの予防的な取組の重要性、里帰り出産でも転居先での支援が受けられる環境整備による切れ目のない支援、取組推進のための全庁的な問題解決のための仕組みの必要性、人材の確保、育成についてなど、様々なご議論をいただいておりますので、記載いたしております。また、最後の「○」において、最後に身近な地域で母子保健、子育て支援、障害児支援の関係機関が連携し、

全ての子育て家庭を包括的に支える、切れ目のない支援を構築し、安心して子供を産み育てられる社会をつくる必要があるという形で締めております。

25ページ以降は参考資料でございます。

27ページから28ページに、昨年10月31日に御提言をいただきました緊急提言、29ページから32ページに、部会においてヒアリング等をしていただいた杉並区、江東区、三鷹市、足立区の取組を参考事例としてまとめております。

また、33ページから35ページに委員名簿と審議経過をつけております。

説明は、以上になります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

これまでの議論の中で出していただいたさまざまな御意見を現状、課題、提言という3つに分けて、特に提言のところに先生方の御意見をかなり盛り込んで素案をつくっていただいていると思います。

今日はこれをひと当たり、最初から最後まで通読をして御意見を頂戴するという形にしていきたいと思います。

現状と課題のところはそんなに大きな御意見もなかろうかと思いますが、そこは時間を短めにして、そして第3章の提言のところに少し時間をとって、そして最後にまた全体についての御意見も頂戴をするという流れで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

あと1時間半くらいありますので、「はじめに」と1章のところ、あるいは課題のところを10分ないし15分くらいずつ検討して、第3章に30分くらい時間をとろうと思います。

それでは、最初に「はじめに」と第1章について、目次のところから11ページのところまでについて何か御意見はございますでしょうか。御意見がありましたらお願いしたいと思います。

では、加藤委員お願いします。

○加藤委員 本当によくまとめていただいてありがとうございます。

今、御説明いただいた中であつたのかもしれないし、実際にこの文面の中のどこにあるのかもしれないのですけれども、第一章の部分について、2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

過去の部会における議論の中でも意見として出させていただいたのですが、昨今の東京においては、多文化化というか、国籍が本当に多様化してきております。地域によっては、



外国籍の方の人口比率の割合が非常に大きくなっているというようなことを聞くのですけれども、東京の場合、都全体の人口が1,200万人とか1,300万人になりますので、そういう意味では絶対数が多かったとしても比率的にはそんなに目立たないので話題にならないのかもしれませんが。

そういうことを考えたときに、我が国において、特に東京都において居住する外国人がどういう実態なのかという傾向を押さえるという意味で、統計等の提示があったほうがいいかと思います。これは多分右上がりになっているのではないかと思うのです。これからいろいろな側面から子供の育ち環境を考えると、特に外国籍の方たちの日本文化への適応、あるいは日本の教育への適応も考えると、問題が大きくなっていくだろうというのは十分予測できると思います。

東京都ではそのことをどのように今後捉えようとするのか、捉えていくべきなのかというような話題の提案があってもいいのかなという気が少ししました。

もう一点は、私も現場にいてすごくそのことを感じるのですが、離婚によるひとり親家庭のことです。離婚によって、結果として子供に大人のそういう状況が、しかもひずみとして降りかかっていっている状況があります。子供はそれに対してあらがうこともできない非力な状態で、本当に何とかしなければいけないのではないかというふうに現場ではいつも考えさせられているのですけれども、例えばその切り口でのデータもあってもいいのかなという気がしました。

今さらそれが可能かどうかよくわかりませんが、ざっと今お聞きして提言案を眺めて、どこかに書いてあるかもしれないのですけれども、少しそんなことを思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。今の2つの御意見ですが、現状に入れてしまうと次の課題にも入れなければいけないし、そして課題に入れると次の提言に入れなければいけないということになりますので、大事な問題だとは思いますが、この中に入れるというよりは「おわりに」のところに追加で触れるという程度になるのではないかと思います。今からこのことを議論するのは難しいと思いますし、またひとり親家庭への支援については別の議論の場が東京都にはありますので、そちらで議論すべきことでもあるかなと思いますので、どうでしょうか。最小限、「おわりに」のところに外国人の子育て家庭やひとり親家庭のことについても包含するような一文を入れることは可能ではないかと思いますが、その程度になるかと思います。

○加藤委員 何かそういうキーワードがどこかに入れていただきたいというようなことで。

○柏女部会長 全体にも目配りをしなければいけない。でも、今回はこの部分を中心にしたのだということを明確にしておくということですね。

わかりました。では、「おわりに」のところで書けるかどうか、御検討ください。ありがとうございます。その他、いかかですか。

どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 9ページの下から「○」の2つ目、「都は、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」のところで、ここはゆりかご・とうきょう事業を書いてありますが、そこに産前・産後サポートや産後ケアも既に実施されているので、その文言も入れたらいかがでしょうか。

○柏女部会長 報告書を読む方への啓発的な意味も込めて、実際にやって効果があるものなので入れたほうがいいのではないかとということですか。よろしければ、御検討ください。

では、大木委員どうぞ。

○大木委員 今の秋山委員の趣旨と同様なのですが、9ページの「母子保健」の1番目の「○」に現状の母子保健サービスが母子健康手帳の交付と妊産婦乳幼児の健診になっていて、新生児訪問とか産婦訪問とか訪問活動をやっているというのはネウボラの観点からもすごく重要だと思うので、それも入れていただければと思います。あわせて10ページの「子育て支援」の「○」の2つ目のところに養育支援事業等々、ひろば事業とか書いてあるのですけれども、子育て支援としてはこんにちには赤ちゃん事業、赤ちゃん訪問事業を各区市町村でやっておられるので、訪問活動がちゃんとやられているということをここに入れておいていただけるといいかなと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。課題や提言のところで触れられていることの現状はこの1章で触れておかなければいけないというのが原則になりますので、その観点から全体を少し見直していただくということは大事かと思います。ありがとうございました。他はどうでしょうか。

よろしければ、課題に進みたいと思います。第2章です。ここは、第1章にある現状を受けての課題ということになるかと思います。この課題部分についても、15分程度御意見を頂戴できればと思います。何かございましたら、お願いしたいと思います。

特によろしいですか。では、第3章は少しじっくりと議論をしたいので、そちらに移ってもいいですか。それで、そこで新しい御意見が出てきたときには第2章に課題がないとしないので、課題も加筆修正をしていただく形で考えていきたいと思います。

それでは、第3章のところですか。ここは、少し切りながら見ていきましようか。これまで分野別に議論をして、最後に包括的な支援について議論をしましたので、その流れで見たいと思います。

まず、最初に「母子保健」の分野で提言が3つございます。これについて、御意見を頂戴しましようか。

では、お願いします。

○秋山委員 「母子保健」分野の上から3つ目の「○」ですけれども、保護者に区市町村による受診勧奨に応じることを条例に規定するという記載箇所についてです。ここについてはやはり、既にある区市町村の役割ではありますが、もう一度、区市町村は子供の発育・発達及び健康と安全を確実に確認するという記載をして、区市町村もしっかり確認するし、保護者も受診をするようにというような両方の役割を書いてはいかがでしょうか。

○柏女部会長 これは、具体的に何か提案がありますか。新しい事業とか。

○秋山委員 文言の加筆で、区市町村は子供の発育・発達及び健康と安全を確実に確認し、というところを加えるといいのかなと思います。

○柏女部会長 そのことについても、条例に規定することをこの部会として求めるということですか。

○秋山委員 既に母子保健法の中で区市町村は全ての子供たちに健診を受けさせるということが書いてあるので、これは条例で記載するという事ではないです。

○柏女部会長 わかりました。そうすると、区市町村の取組を支援すべきだということにかけて、子供の発達状況のところの確認をしっかりしてほしいということですね。

○秋山委員 はい。

○柏女部会長 そして、次に区市町村による受診勧奨に保護者が応じるということについては条例に規定する。わかりました。ありがとうございます。少し書き方に工夫が必要かもしれないけれども、この御意見は大事だと思います。他はいかがでしょうか。

では、大木委員、お願いします。

○大木委員 今の秋山委員のお話と少しつながるのですが、提言の「母子保健分野」のところは全体に妊娠期にすごく力が入っているのですが、今もありましたように母子保健の基本としては親子の支援はもちろんするのだけれども、何のためかということ、子供が健やかに育つということを支援するためなので、その発育をちゃんと評価し、家族の状況に応じた相談や支援を展開する。それがもともと母子保健の責務なのですが、何と

なく、妊娠期に支援したあとは子育て支援や障害児支援のところにつないでいくというようなイメージに全体のトーンが読めてしまうかなと思うので、母子保健のところに生まれた後の子供の育ちの支援をしていくのだということを明記していただきたいと思います。

それから、あわせてそれに当たって家族をきちんと支援する。後ろの「子育て支援分野」のところで貧困家庭の話が出てくるのですが、そこも子供食堂の話だけになっているので、そうではなくて貧困家庭の中には家族内にいろんな健康課題や生活課題が重複している場合が少なくないので、そこをきちんと母子保健の立場でも家族アセスメントをして支援をしていく。そして、その連携については母子保健だけでできることではないので、後ろの包括的な連携のところにつながっていくのかなと思います。

○柏女部会長 すみません。どこに書いたらいいでしょうか。提言②なのか、提言③なのか、提言①ではないと思いますけれども、最後なのでできる限り修文は具体的にしていきたいと思います。

○大木委員 提言②なのかと思っています。

○柏女部会長 提言②で、母子保健というのはそもそも子供の育ちのを中心にやることなので、そのときに家族も含めて評価するような形にしてほしい。そうする必要があるとといったような書き方になるのでしょうか。

○大木委員 はい。

○柏女部会長 それは、かなり事業の提案につながっているかと思いますが、現状の課題に対する提言を書くところなので、子供の発達の評価とかは通常行われているため、行われていることについては余り書いていないというのが原則です。

○大木委員 ここの会議の中で何度か申し上げたのですけれども、例えば発達に遅れがあるとすると、バトンタッチして終わってしまい、重層的な支援体制になっていないというところが支援の切れ目になるので、そのためにもまずは母子保健は母子保健でその役割をちゃんと果たしましょうということが明記されるといいなと思っています。

○柏女部会長 わかりました。では、ここの提言②のところにそれを受けていただいて、そしてもう一つは後ろですね。「各分野の連携強化」のところにそれがつながっていくという形になるかと思っています。他にはいかがでしょうか。

では、どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 16ページが一番下の「○」ですけれども、今回「おわりに」に「若年妊婦等の問題については、学齢期からの予防的な」という文言が入っているので、この「○」の

最後のところに「あらゆる世代に普及啓発を効果的に行うべきである」というように、「あらゆる世代に」ということを入れてもらうことは可能でしょうか。

○柏女部会長 それは大丈夫だと思います。ありがとうございます。そうしましょう。他はいかがでしょうか。

どうぞ、加藤委員。

○加藤委員 意見というよりも教えてほしいのですが、17ページの②の提言の「○」の4つ目の下から2行目の「途切れないよう「のりしろ型」の支援が」とあるのですけれども、この「のりしろ型」の支援というのが私は無知でよくわからないのですが。

○柏女部会長 たしか、大木委員がおっしゃられたのではなかったですか。違いますか。

○加藤委員 これはどういう意味ですか。

○大木委員 「のりしろ」という言葉は使っていないと思いますが、役割分担ではなくて相互に重なり合う連携が大事だという話はしたと思うのですけれども、この言葉は余り覚えがないです。

○柏女部会長 事務局から何かありますか。

○田中障害児・療育担当課長 意図としては大木委員の御意見を踏まえたもので、厚生労働省の出しております「子ども虐待対応の手引き」において、虐待対応の文脈内ではありますが、いわゆる重ね合っただけで切れ目がないようにする支援のことを、のりしろ型の支援と表現しておりましたので、それをういた形でございます。

○加藤委員 要するに、重層的にというような話ですか。

○田中障害児・療育担当課長 そうです。

○柏女部会長 では、この文言は生かしてということによろしいですか。

他はどうでしょうか。

よろしければ、「2子育て支援分野」に移ります。18ページ、19ページの上半分までです。

どうぞ、加藤委員。

○加藤委員 18ページの「○」の4つ目の最後の行の「子供食堂推進事業」についてです。今子供食堂が物すごく増えているというのはよく認識するところですが、こういうことが必要になっているバックグラウンドに触れる必要はないのですか。子どもの6人に1人は貧困家庭であるというような、そういう非常に現実離れしたような数字がまことしやかに言われているわけですが、だからといって、とりあえずはもちろん対応しな

ければいけないのですが、そのことだけにとどまっていけないのかなというのが素朴な疑問です。その背景みたいなことについて、少し触れた方が良くはないですか。

○柏女部会長 お気持ちはとてもよくわかるのですが、もしそれを記載すると「はじめに」のところに入ると人々の孤立の問題とか、格差の拡大の問題とか、そういう問題が人と人との切れ目をもたらしているという社会全体のありようについての認識があって、そしてこちらにつながってくるのではないかと思うのです。

そこの辺りの切り込みが今回議論の中では十分ではなくて、現状そのものは、施策の現状とか、子育ての現状という形で入っているものですから、どうしようかなと今、聞きながら思ったのです。確かに、おっしゃることはとてもよくわかるのですが、それを書いてしまうのは唐突かなというようには感じたのです。特に、ここは提言のところに当たるものですから。

○加藤委員 子供たちは日々生きているわけですから、それをしっかり支えるという意味ではとりあえずは必要ですが、何かもぐらたたきを奨励しているみたいな感じが少ししたものですから、何かいい表現の仕方はないのかなと思いました。

○柏女部会長 また全体を見たときにいい案がありましたらお願いしたいと思います。他はいかがでしょうか。

どうぞ、大木委員。

○大木委員 今の加藤委員のお話は私もそう思っていたので、例えば18ページの5個目の「○」に「子供家庭支援センターに、経験豊かな虐待対応職員を配置できるよう、区市町村を支援すべき」と書いてあるのですが、子供家庭支援センターの役割としては虐待対応だけでなく子育て支援があるので、この提言④の上のタイトルは「子育てに課題があり」ということなので、多様で複雑な課題を抱えている家庭に適切に対応できるように、ここの子供家庭支援センターの職員の配置を支援するというような文言が少し入るといいのかなと思いました。

○柏女部会長 提言④の下から3つ目の文言については、恐らく事務局としては「経験豊かな虐待対応職員」というところに意味があると考えているのではないかと思うのですが、それとは関係していないですか。

○大木委員 それと並列で、子育ての多様で複雑な家族の相談にきちんと対応できるような職員配置ということを書いてもらうのは難しいですか。その相談機能が充実していくということが重要なのだらうなと思います。

場合によっては「○」を独立させていただいて、子供家庭支援センターの相談機能のことを書いていただいてもいいのですけれども、もし可能であればそこに触れていただくといいのかなと思います。

○柏女部会長 いかがでしょうか。

○竹中家庭支援課長 工夫をして検討いたします。

○柏女部会長 わかりました。意見自体はとても大切な御意見だと思いますので、あとは事務局側で少し工夫をしていただければと思います。ありがとうございます。他はいかがでしょう。

では、お願いします。

○秋山委員 保育園や幼稚園にも、養育困難家庭あるいは要対協の対象の子供たちが実際にいるのですが、その子供たちへの専門的な支援というのが今できないでいます。障害の子供たちに対しては相談員が巡回してくれていますけれども、こういう養育困難な要対協の対象となっている子供たちに対しても心理職などの巡回等で支援ができないかなというようにも思います。可能であれば、御検討をお願いしたいと思います。

○柏女部会長 それは、提言に入れるとしたらどこですか。今のお話だと、提言④ですね。

○秋山委員 18ページの「○」の2つ目の要対協の業務として検討はできないでしょうか。

○柏女部会長 下から2つ目ですか。これは、事務員の配置だから少し難しいかなと思いますが、新たに項目を起こすということも可能だとは思いますが、どこかにつなげていくことはできないかな。

つなげるとするならば、18ページの上から2つ目の「○」のところ、これは訪問型事業についてですので、ここに「また」というように次の文章を入れて、特定教育保育施設に対しても養育困難家庭の子供たちからの相談を受けるような訪問型の支援が必要であると考えられるという形でしょうか。少し御検討いただいて、今の秋山委員の発言の趣旨を生かしていただければと思います。他にはどうでしょうか。

場合によっては、19ページの提言⑤の「○」の3つ目でもいいかもしれません。これは家庭に対する支援なので、この後に「また」と入れてもいいかもしれません。

よろしければ「障害児支援分野」にすすみたいと思います。障害児支援分野から子育て支援分野に対する支援などについては後ほど検討しますので、ここは障害児支援分野の中の問題として捉えていただくと意見が出しやすいかと思います。何かございましたらお願いいたします。

杉野委員、どうぞ。

○杉野委員 20ページの提言⑦の四角囲みのところで「一般的な子育て支援策への専門的なバックアップを行うこと」とあるのですが、このバックアップの意味合いが十分読み取れなくて、例えばこれはいわゆる一般的な子育て支援策への障害の支援という意味合いのバックアップなのか、それとも一般的な子育て支援策の中に専門的な発達支援等の体制をつくるというような意味合いで書かれているのか。

どうも中身を読みますと、支援体制の整備ということかと私には読み取れますもので、そのバックアップというのが一般的にこの表現でうまく通じるのかなと思ったところです。

○柏女部会長 これは、事務局のほうでいかがでしょうか。

○田中障害児・療育担当課長 バックアップのところなのですが、具体的には保育所とか、一般的な子育て支援策の中で、気になる児童がいるという中で、これから設置支援を進めていく児童発達支援センターの役割として保育所等に、障害分野の専門的知識のある職員を送っていく。そういった一般施策の中にある気になる児童に対しての支援をセンターがやっていくということで書かせていただいています。

○柏女部会長 そういう意味のバックアップですね。特定教育保育施設で障害を持った子供たちが過ごせるように、専門機関がバックアップをしていくということですね。

どうぞ、加藤委員お願いします。

○加藤委員 今のところの提言⑦の20ページですけれども、保育所等訪問支援の話が出てくるのですが、この事業は前から申し上げていますように非常に今後重要になっていく事業だと思うのですが、今そこで一番大きなネックになっているのは、やはり学校教育との連携がうまくいかないというところなのですね。そこが一番ハードルが高いので、やはりその部分を何かクリアできるような強い表現をどこかに入れていただきたいと思うのです。

要するに、学校文化が福祉文化を受け入れないというような体制がどうしてもまだ根強くありますので、そここのところの壁を越えるべきだというような表記が少しあったほうが良いと思います。今までもずっと連携を進めていくべきと言ってきたのだけれども、うまく進まないという実態があって、この事業がなかなか拡大浸透していかないという状況があるので、その辺りの表記をもう少し強くしていただきたい。

提言⑦の5つ目のところを見ているのですが、その中に「幼稚園、保育所及び学校等教育機関との連携を進めていくべきである」という記載があります。



これでは、何も新しさというか、新規さはないですね。今までもずっといろいろなところでこういうことは言われてきたわけですので、そこをもう一段ステップアップするためには、何か表現の仕方というか、アクセントを変えないといけないのではないかという気が少しするのですけれども、いかがですか。

○柏女部会長 これは、提言⑦の上から3つ目のところですね。保育所等訪問支援の整備体制のところですか。

5つ目のところは一般的なことを言っているだけなので、おっしゃるとおりなのですが、3つ目は保育所等訪問支援のことを言っていますので、この保育所等訪問支援のところでは次の文章で、特に教育関係者、学校等との連携がとても大事だというように、「いくべきである。」の次に、「特に教育関係との」ということをつなげていくということではいかがでしょうか。そうすると、保育所等訪問支援の固有の課題という形になると思います。

○加藤委員 やはりタイトルに「保育所」という言葉が最初にばんと出ちゃって、その「等」の中に教育系が入ってきているわけですね。

だから、そういう意味でぱっと見たときに非常にわかりにくい。教育系の方は、もうこれはうちじゃないみたいな印象を受けられるし、どうして自分たちは保育所と一緒にやらなければいけないのかというような話が出てきますので、これは国の制度名ですので仕方ないのですけれども、そういう意味でも先生がおっしゃるように、3番目のところに少しその辺りをあえて一言、足していただくとよろしいかと思えます。

○柏女部会長 わかりました。それは必要だと思いますので、では3つ目のところにそれを入れていただくということをお願いしたいと思います。他はどうでしょうか。

どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 22ページの一番上の「○」の「障害児相談支援事業所について」のところですが、今、障害児相談支援事業所というのは不足しているのではないかと思います。そこで医療的ケア児もやる。それから、発達の気になる児童を含む相談支援も行うということになると、相談支援事業所の数というのは足りないのではないかと思います。

そこで、相談支援事業所の設置の促進というようなこともやはり入れていただければいいかと思えます。○柏女部会長 その設置促進等については、東京都で考えとかはあるのですか。私も実情はよくわかっていないのですが、22ページの一番上の「○」に東

京都は設置促進する。それから、国に対しては要望するというように記載するのでしょうか。

事務局の認識をお伺いできますか。

- 田中障害児・療育担当課長 相談支援事業所について今、数が足りないというお話もありましたけれども、地域によって、十分あるところと、または市部とか、多摩地域とか、少ないところとありますので、当然、それぞれの地域に応じた数は設置していかなければいけないと考えております。

あわせて、機能強化というところで、先ほどお話がありましたとおり医療的ケア児とか、そういった対応もしていく役割がありますので、機能強化については、こちらとしても考えております。

- 柏女部会長 ありがとうございます。他はどうでしょうか。

私から1点伺いたいのですけれども、21ページの一番下の「○」ですが、ここは医療的ケア児が障害児通所支援事業所を利用できるようにということ、そのために医療的ケア児に関する研修を行ってくださいということなのですが、これは保育所、幼稚園等の特定教育保育施設の利用について、そのための研修というのは必要ないのでしょうか。

つまり、「医療的ケア児が障害児通所支援事業所や特定教育保育施設の利用ができるよう」としてはいけないのでしょうか。

- 田中障害児・療育担当課長 全体的に医療的ケア児が地域でさまざまなサービスをどういう形で受けられるか、その地域における医療的ケア児をどう支援していくか、関係機関を取りまとめて中心的な役割を果たしていくコーディネーターというのが今後必要になってくるというところで、今年度、東京都で医療的ケア児のコーディネーター研修を実施しました。それを受講した者が、今お話があったとおり、今度は地域において医療的ケア児が、障害児通所支援事業所の他、さまざまなサービスをどういう形で受けるかというところを進めていくということを考えてございます。

- 柏女部会長 2段階でやっていくということですね。そうすると、まずはそういうコーディネーターとして、障害児相談支援事業所の人を研修して、そしてその人が核になって保育所や幼稚園、あるいは子育てひろば等々に医療的ケア児を受け入れることができるようにしていくと、そういうことでよろしいですか。

それは研修ではなくて、23ページにある専門職を配置するというにすることなのでしょうか。

- 田中障害児・療育担当課長 基本的にはコーディネーターが全体的な地域の資源を確認し、当然区市町村とも連携しながらその児童に見合ったサービスを提供していくということをやっていくという形になります。
- 柏女部会長 今、その医療的ケア児が保育所にも結構入っているのですが、それは全く広げないという理解でいいのでしょうか。つまり、21ページのところは障害児相談支援事業所が利用できるように、それから23ページのところでは子育てひろばに利用できるよというということで、「保育所等」は除かれているように見えたのですけれども。
- 田中障害児・療育担当課長 保育所等も医療的ケア児が対応できるように、例えば看護師の増配置というような形での支援というのを実施しているところもでもあります。
- 柏女部会長 そうであれば、保育所等についても、入れてもいいわけですね。つまり、保育所や幼稚園等だけ抜けているというのがどうも解せないということなのです。23ページの一番上のところに「特定教育保育施設や子育てひろば等に」としても良いのでしょうか。
- 田中障害児・療育担当課長 全体的にその「等」に含むところもありますので、さらに具体的に記載していくことについても、検討いたします。
- 柏女部会長 これだけだと、障害児相談支援事業所には医療的ケア児を入れていく、在宅の医療的ケア児は子育てひろばには入れていくとなっているのに、保育所や幼稚園については記載がないというのは誤解を招く可能性があると思いますので、御検討いただければと思います。
- 田中障害児・療育担当課長 わかりました。
- 柏女部会長 ありがとうございます。他はどうでしょうか。
- どうぞ、杉野委員。
- 杉野委員 21ページの下から3つ目の「○」です。ここでは「相談支援員を育成する等」とあるのですが、この育成というのはいわゆる研修で育成するのか、それとも人数を増やすのか、配置をどうするのかとか、もう少し具体的な方向性というのをここで示すことはできないのでしょうか。
- 柏女部会長 この「育成」とは、どういう意味なのかということですね。
- 矢口施設サービス支援課課長代理 研修で育成をしていくというように現在は考えています。
- 柏女部会長 増員ということではなくてですね。では、育成はそういう意味だということ

で、共通理解でよろしいということですね。

ありがとうございます。他はどうでしょうか。

では、「4 妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化」のところで22ページ、23ページ、そして「おわりに」の24ページまで、あとは参考資料に対して御意見があればそれも含めていただいて結構です。22ページからということをお願いしたいと思います。

どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 質問です。22ページの提言⑩の3つ目、「適切な支援につなぐことができる専門人材を育成し」という「専門人材」というのは、どのような方々を想定されているのでしょうか。

○柏女部会長 お願いします。

○竹中家庭支援課長 今、想定しているのは心理職の方とか、母子保健等に精通しているような保健師の資格を持たれている方とか、そういうことを想定しております。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。後ろのほうの各自治体のヒアリングのときにもそういう話が出ておりましたけれども、他はどうでしょうか。

では、大木委員お願いします。

○大木委員 文意が読み取れないので教えてください。

22ページの提言⑩の最後の「○」の「さらに、保健所や保健センターに子育てひろばを併設し、相互の連携が強化されるよう区市町村の取組を周知するとともに」という、この「区市町村の取組」が何を指しているのかと、「周知する」というのは何を周知するのかよくわかりません。

○柏女部会長 これは、少しわかりにくいですね。説明していただければと思いますが、そのなかで必要な修文を図りましょう。

○竹中家庭支援課長 他の自治体で保健センター等に子育てひろばを開設している事例や、そういうことをきっかけに相互の連携が強化されるような先進的な区市町村事業についての横展開、周知を図っていくという意味でございます。

○柏女部会長 そういうことでよろしいでしょうか。修文したほうがいいかもしれないですね。「区市町村の取組事例を事例集等として周知するとともに」といったような書きぶりにしていったほうがいいかなと思いました。他はいかがでしょうか。

どうぞ、酒寄委員お願いします。

○酒寄委員 少し戻ってしまうような形になってしまいますが、資料3に「虐待に気づくためのチェックリスト」というものがある、それは「子育て支援分野」のところの一番下の「地域住民や関係機関に十分周知すべき」というものに使われるということですね。それで、「地域住民や」というのは、これが一般家庭に配られるということですか。

○柏女部会長 お願いします。

○竹中家庭支援課長 今、各局を通じましてさまざまな関係団体、例えば町会長の団体に御説明をさせていただいて、そこから町会の皆様に周知していただくというようなお願いもしていますし、PTA協会だとか、そういうところにも周知をしているところですので、いろいろな角度からこのチェックリストが届いていくようお願いをしています。

○酒寄委員 これを見たときに電話番号とか、そういうのは具体的なときには記載されるということなのですか。

○竹中家庭支援課長 これを見つけてこうなった場合には児童相談所の189だとか、子供家庭支援センターに通告をお願いしますということで、別の通知文がついたもの、それからパンフレットも今つくってございまして、それも含めて周知を図っていくということになります。これは、チェックリストだけということで添付いたしました。

○酒寄委員 ありがとうございます。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。お願いします。

他はどうでしょうか。よろしいでしょうか。

「おわりに」のところなど、いかがですか。

それでは、全体を通じて御意見がございましたら出していただければと思います。

どうぞ、大竹委員。

○大竹委員 「おわりに」のところですが、死亡事例等検証部会でも課題としてあがっていた若年出産や産後うつ、里帰り出産など、この辺りをキーワードとして今回入れていただき、ありがとうございました。

もう一つ、提言⑩の中に「児童虐待防止に関する条例を検討推進」という記載がありますが、現在、児童虐待防止等に関する条例案検討の専門部会において条例骨子案を検討しているところです。その部会の中で、「体罰によらない子育て」について何らか盛り込みたいという意見が出ています。こちらの提言においても、例えば18ページあたりの「子育て支援分野」というようなところで、都民に向けて体罰によらない子育てというものはこういうものですよというような周知について、キーワードとして何か文言を足していた

だけると、条例案の検討等との関係で、言葉として合致していくかと思いました。

○柏女部会長 わかりました。こちらのほうがいわば幅広い利用者も対象とするものなので、ここにもしっかりと入れておいたほうが良いということですね。それは、恐らく東京都の条例の中でも検討されていくと思いますので、その文言をこちらにも引用しておいていただけたらいいかもしれません。お願いしたいと思います。他はいかがでしょうか。

では、北井委員どうぞ。

○北井委員 かなりきちんとした、しかも具体的な形があって、非常にいい方向になったと思うのですが、「連携の強化」とか「連携する」という言葉がかなり出てくるのですが、実際にどのような形で連携したことを評価するか。その基準はなかなかつくるのが難しいかもしれないのですが、どこかで効果を評価する、監視するような機構が何かできればいいかと思います。これは、この次の課題かもしれませんが、そういうふうになら、感じております。

○柏女部会長 ありがとうございます。大事なテーマなのですよね。でも、なかなかその指標が十分効果的なものが扱えていないということがあると思います。次の課題になっていくかと思います。他はいかがでしょうか。

では、秋山委員。

○秋山委員 大竹委員の話につながりますが、17ページの上から「○」の4つ目の予期しない妊娠のところについてです。これは今回、国の子ども虐待による死亡事例等の検証の14次報告で、こういうリスクのある人たちは長期的、継続的な支援が必要だという提言が出ていますので、この「のりしろ型」の支援の後ろに、「支援と継続した長期的な視点」というような文言を加えていただけたらいいかなと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだろうと思います。ぜひ、そこに入れていただければと思います。その他はいかがでしょうか。

どうぞ、大木委員。

○大木委員 余り本質的なことじゃないのですが、全体として言葉が「子供」と書かれているところと「児童」と書かれているところと「乳幼児」と書かれているところがあって、文言を整理していただいたほうがいいのかと思います。書き分けているのかと思うところもあるので、少しわかりにくいかなと思います。

○柏女部会長 これは、用語の統一という形でお願いしたいと思います。その他、いかがでしょうか。

よろしければ、今までいただいた意見を受けて事務局で最後の修文作業をしていただいて、その上で皆様方に一度お送りいただくような形でどうでしょうか。そして、お送りした事務局案に対する意見を求めていただいて、最後はどうするかについては私に御一任を頂戴できればと思うのですが、その前にスケジュール的に一度見ていただく時間をつくることは難しいでしょうか。

○竹中家庭支援課長 それは、大丈夫です。

○柏女部会長 では、修文したものをメールでも結構ですので送っていただいて、短期間で結構ですから皆様に意見を求めていただいて、それを踏まえて最終案を作成するというところでお願いしたいと思います。

それで、これは部会からの提言案として、本委員会に上げるという形になって、そこで修文がある可能性もあり得るということですね。

わかりました。それでは、専門部会での案を確定するために、もう一度というか、皆様方に事務局案を送らせていただいて、短い期間になるかと思いますが、御意見を頂戴した上で最終案を決定するということにさせていただきたいと思います。それについては、私に御一任をいただくということでよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○柏女部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

昨年9月から、1年以上にわたって審議を重ねてまいりました。おかげさまで、最後の部会になります。今日までの審議全体を踏まえて、皆様方から一言ずつ、時間的にまだありますので、御意見を頂戴する形でこの部会を閉じたいと思います。

では、秋山委員からお願いします。

○秋山委員 母子保健、子育て支援、障害児支援の連携ができるような仕組みができるというのが一番の私の希望でして、それができるというのは本当に理想だと思っています。

今回の提言案では、人材を育成するというのが各所に出てきています。この人材育成というのがとても大事で、どこまでいくのが人材育成なのか。専門性を保つためにはやはり人材育成が必要なのですけれども、それが異動してしまってなかなかそこに定着しない。本当の専門性というところをつくっていかないと、いつまでもその経験値が上がらず、同じようなことが繰り返される可能性があるかと思えますので、この人材育成というところをきちんとやっていただいて、この3つの分野がしっかりと連携できるようにやっていた

だきたいと思っています。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、順番をお願いします。

○大木委員 私は母子保健の立場に近いところにいるので、今回のこの専門部会で、母子保健と子育て支援と障害児支援というものを一緒に議論ができたことが有意義でした。

東京都の子供・子育て支援総合計画の母子保健のページというのは少なく、実質的には実施主体が市町村であるからということだからだと思うのですが、今の東京都で子育てをしている家族の課題を考えると、やはり広域行政の役割というのが絶対あるだろうとすごく思っていましたので、今回、母子保健のことをここで一緒に話ができたとするのはすごくよかったと思っています。

また、今も秋山委員がおっしゃっていましたが、結局、人をどうやって育成できるかというところに尽きるのですが、そうすると専門性が高い人がいるところはうまくいき、その人がなくなるとうまくいかないと、そういう人がいないところはずっとだめだということになるので、そこはやはり各市町村任せではなくて、広域行政の役割になるのではないかと考えています。

質を上げることと、また、現状を見ると数もやはり足りていないと思うので、そこはなかなか難しいのですが、ぜひそれも含めて引き続きの検討が積み重なるといいなと思っております。

私も、とても勉強になりました。どうもありがとうございました。

○大竹委員 どうもありがとうございました。

お二人の委員からもお話があったように、障害児分野というのはどうしても児童福祉施策から離れてしまって、会議体においても同席するという事はなかなかないのです。

だけど、子供に関することという点ではみんな同じなので、会議体において障害の分野も共通の土俵に上がるべきだとずっと思っている中で、今回3つの分野が同席して議論されたのはすごく貴重なものであったし、これを、東京都が行った。

区の会議等においてもほとんど障害分野のところはいつも離れてしまうので、都においてそういったものがあれば、それが各区市町村においていったときに、各区市町村においても障害というような子供たちも同じ支援の中に含まれていくというような意識を持ってもらえればいいのではないかと考えています。

そして、先ほどから言っているように、児童虐待死亡事例等の検証においては、死亡等



の発生してしまった結果を検証するわけですが、それは予防がしっかりなされていれば至らなかったということでは、やはりしっかりと各分野が連携して虐待を予防するところが重要であると思います。北井委員が言ったように連携といつも言葉で連呼するけれども、では本当に具体的にどう連携しそれを評価していくのかというのは次のステップになっていくのかなというところでもあります。今回このような仕組みづくりというところにかかわらせていただいて本当にありがとうございました。

○加藤委員 私は、障害のあるといたしますか、育ちが気になるお子さんたちの視点でということはこの専門部会に参加させていただきました。私自身も、いろいろな意味で勉強させていただきました。ありがとうございました。

私自身としては、日ごろ感じていることを素直に発言させていただいてきたのですけれども、やはり今日においては人も、組織も、あるいは行政の枠組みも、いろいろな意味でエレメンツとしてはあると思うのですね。

ただ、それらにまとまりがない。それぞれの文脈の中で、ばらばらに動いている効率の悪さみたいなことがいっぱいあるような気がするのです。

例えば、いろいろな委員会に私も参加させていただいているのですけれども、大体同じようなメンバーでやっているのです。

文脈が違っているだけで、顔ぶれは似たような人で話をしているみたいな、そういうもどかしさがいつもあります。子供ならば子供というところでフラットになって、みんなが等価性を持って、さまざまな枠組みを超えて、本当に対等にといたしますか、そういう視点で話し合っ、できるところからアクションを起こしていくみたいな、そんな展開ができたらいいなと思うのですけれども、なかなか今までに積み上がったさまざまなそうした枠組みといたしますか、文脈といたしますか、そういうものを壊すというのは大変なことだと常々思ったりしています。

そういう中で、今回本当に皆さんいろいろな立場の方たちと議論をしたり、意見交換ができて、本当に勉強になりました。ありがとうございました。

○北井委員 私もいろいろ勉強させていただきました。

これまで母子保健と医療、それから医療保険とか、そういうことをしていたのですけれども、福祉というのは本当に勉強していなかったというのがありまして、そういうことを専門にされている先生方と話せたことは今後のいろいろな活動にも役立てていきたいと思っております。

やはり現場から見ると、保健センターや児童相談所、子供家庭支援センターとか、いろいろな機関があつて一生懸命やってくださってはいるけれども、どこへ相談したらいいかわからないということがあります。先ほどの連携というようなお話もさせていただいたのですけれども、子育てを地域で支える仕組みづくりを通して、そういう連絡の方法、協力の方法などが一層充実していけばいいなというふうに考えております。

今後ともよろしく願いいたします。

○酒寄委員 都民公募委員ということで参加させていただいて、こういう東京都の会議というものに出たのももちろん初めてで、このように会議が行われているのだなということを感じました。

それぞれにやはり自分の専門というものの考え方というのがおありになるのだなということもすごく思いました。それが全てまざり合つてうまくいくことが一番いいことなのだろうと思いますが、それが大変なことなのかなというのを感じています。

私が見ていたのは、東京都ではなくて区市町村であつて、区市町村の動きを東京都の動きだというふうに勝手に思っていたのだなということを実感しています。こういう会議で決められたことが、区市町村におけるといふ言い方なののでしょうか。みんな同じにはいかないのだなということも、いろいろな数値を見せていただいたり、私が見ている周りの区市町村でも感じることです。

でも、都民である以上、同じようなサービスをみんなが受けられたらいい、それが一番の理想かなと思つています。

都民公募でちょっとずれた質問が多かつたかなと思ひながら、でも、一般の都民はこんな程度ですよということで理解していただければいいかなと思つて、お許ししたいと思ひます。

本当にいい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

○杉野委員 私も都民公募の一人で、委員としていろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。こういう形で、福祉と教育のところも少しつながった形の提言ができて、これから先は子供の育児にとっては楽しみな部分かなというふうに思っています。

私は障害児教育が長かつたもので、教育のほうはやはりインクルーシブ教育のシステムの構築ということで、特に特別支援教育を中心にしながらこういう共生社会をつくつていこうというのが大きな主流となっています。そうやって考えますと、教育というか、学校の就学前と、それから就学しても卒業するわけで、世の中へ出たときの福祉との関わりと

いうのはまた出てくるので、子供中心に考えれば、子供を取り巻く状況がどういうふうに変わっていくのかというのは改めて言うまでもなく非常に大切なことなのだなと思っています。どうもお世話になりました。

○柏女部会長 皆様方から、一言ずつコメントを頂戴いたしました。

最後に、私も感想を述べさせていただければと思います。高齢者の分野は、課題はもちろんたくさんあるのですけれども、地域包括ケアが今、進んでいます。子供の分野において、地域包括的で、かつ子供は成長していきますので、ここの部分は切れ目のない支援という、この縦向きと横向きの包括的な支援をどうやって進めていくことができるのだろうかということを最近よく考えています。

それで、今回東京都の試みとして母子保健、そして障害児支援、子育て支援、この大きな3つの分野をどうやって包括的に援助していける体制をサポートできるのだろうかということで、東京都のこの審議会で議論があったわけですが、結論的に言えばやはりなかなか難しいなという感じです。

つまり、東京都が具体的に動けるわけではないので、幾つかの基礎自治体の報告をいただいたりしたのですが、それなりに工夫はできるなというふうにも思う一方で、東京都でその絵を描こうとすると、やはり各区市町村の独自性をも尊重しなければいけないということになるので、どうしても書き方や切り込みが抽象的になってしまう。具体性に欠けてしまったり、人材育成とか、そちらのほうに傾いてしまうということがあって難しいなということを感じながら私自身も議論を考えておりました。

都が実施権限を持つのは社会的養護と障害児支援の入所部門であって、この2つについては都が実際的に絵を描けるわけですが、それ以外のところは隔靴搔痒の形になってしまう。そういう意味では、やはり子供の分野の権限というのはどこかに、特に区市町村にちゃんと落としていかないと、包括的な支援をしていくための全体的なデザインをつくっていくということは難しいのかなということも途中から思うような形になりました。それらは都として考えるべきことではなくて、マクロレベルを考える国の仕事という形になるかと思いますが、どうもその辺りのところが一番大事かなと思いました。あとは、ミクロレベルの専門性のお話ですね。

さはさりながら、こうした議論がここで集中的にできたということはとてもよかったと思っています。皆様方の御意見を十分に反映することができなかつた部分も多かったと思いますけれども、たくさんの御意見を頂戴することができました。東京都の審議会という

のはいつも議論が活発で、たくさんの御意見を頂戴できるので、とてもうれしく、勉強になる楽しい審議会だと思っています。

十分なことはできませんでしたが、皆様方の御意見を頂戴しながら報告書を取りまとめることができたことを最後に感謝申し上げたいと思いますし、また、この間、私たちの意見を事務局としてできるだけ具体的に取上げていただきながら生かそうとしてくださったことにも敬意と感謝の気持ちを述べさせていただいて、私の感想とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、今後の予定等を事務局からお願いしたいと思います。

○竹中家庭支援課長 今後の予定でございますが、本日いただきました意見を踏まえまして、もう一度この案を事務局で手を入れさせていただき、メール等でお送りさせていただきます。多分、期間が相当短くなってしまうかもしれませんが、御意見をいただければと思っています。

御意見をいただきました後、こちらでまた修文しまして、その後、部会長に確認をしていただくということで作業をしたいと思っています。

最終案が確定いたしましたら、審議会全体の委員に事前送付をいたしましてお目通しいただいた上、11月に開催予定の本委員会で御審議をいただく予定でございます。

ここまで専門部会におきまして、委員の皆様方に御審議をいただきまして本当にありがとうございました。

最後に、少子社会対策部長の谷田より一言お礼を申し上げます。

○谷田少子社会対策部長 恐れ入ります。昨年9月以来、8回にわたりまして、委員の先生方の皆様にはこの場で大変熱心な御審議、御議論をいただいたと思っています。誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、お礼を申し上げさせていただきます。

本日、最終的な案という形の取りまとめにはならなかったですが、今回も非常に熱心な御議論をいただいて、少なくともその方向性ですとか共通認識というところではまとめたいただけたのかなと思っています。それも、あわせて感謝申し上げます。

今、委員の先生方のお話の中にも、母子保健、子育て支援、障害児支援というそれぞれの分野をこういう形で一括して話ができただけというようにありました。

今後我々はこの部会で検討いただいたことを実際の施策として実現できるように努力しなければいけないですし、また、その連携をどういう形で評価し、実質的なものにならしめるのかというのは次の課題なのだというお話もございましたけれども、それも大変重要

な視点だということを常に私たちも頭に置きながら今後進めてまいりたいと思っております。

子供たちの健やかな成長というような形につながりますように、私たちも努力してまいりたいと思いますが、今後とも先生方からもいろいろ御支援を賜りたいと思っております。

本当に長い間、どうもありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。

それでは、今日の第8回専門部会、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

午後5時42分

閉 会